

本陣園 食費および居住費

令和8年8月1日から

※特定入所者介護（予防）サービス費（「補足給付」）における負担限度額認定を受けている場合、介護保険負担限度額認定証に記載されている1日当りの負担限度額となります。

	負担限度額				減免無し (基準費用額)
	世帯全員が市町村民税非課税者で				
	生活保護または老齢福祉年金 を受給されている方	年金収入等※が 82.65万円以下	年金収入等※が 82.65万円超120万円以下	年金収入等※が 120万円超	
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
特別養護老人ホーム 食費／日	300円	390円	680円	1,420円	1,545円 (介護予防)短期入所について は、ご利用期間中の食数当たり 単価での計算になります。 (朝：335円 昼：620円 タ： 590円)
(介護予防)短期入所 食費／日	300円	600円	1,030円	1,360円	
居住費／日	880円	880円	1,370円	1,470円	2,066円
特別養護老人ホーム 1日当り (食費+居住費)	1,180円	1,270円	2,050円	2,890円	3,611円
(介護予防)短期入所生活介護 1日当り (食費+居住費)	1,180円	1,480円	2,400円	2,830円	

200518MN

※年金収入等…公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額

※非課税年金…遺族年金（寡婦・かん夫・母子・準母子・遺児年金含む）・障害年金

※ただし、以下の2点のいずれかに該当する場合には補足給付の対象外になります。

①配偶者が市区町村民税を課税されている場合（世帯が同じかどうかは問わない）

②預貯金等の資産が以下の基準額を超えないこと。 ※生活保護受給者は要件なし

・単身者	第2段階「650万円以下」 第3段階①「550万円以下」 第3段階②「500万円以下」
・配偶者がいる場合	「各段階の基準額＋1,000万円以下」
・第2号被保険者	「1,000万円以下（配偶者がいる場合＋1,000万円以下）」

※預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む。）など、	購入先の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金	自己申告

※預貯金等に含まれないもの
負債（借入金・住宅ローンなど）…預貯金等の額から差し引いて計算します。
生命保険、自動車、腕時計、宝石などの時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財など